

ハンディキャップのある生徒の 全等級学校における統合教育用 県内プログラム協定

県団体合同作業グループ（1992年法律第104号第15条の規定）による起草文。
プログラム協定で定める監督組織（エミリア・ロマーニャ州広報27年度1996年4月24日第3
1号II部P. 50第12条）により2001年2月19日に承認。

エミリア・ロマーニャ州
広報・32年度
2001年6月4日第74号第II部
P. 151~205

2001年5月

次の規定に従い	44
次の事項について確認し	44
次の事項を考慮し	44
序文	45
第1条 予備条項	46
第2条 管轄区協定	46
第3条 1992年法律第104号の規定に定める者について、生徒の相当性の識別	46
第4条 機能診断書 (<i>Diagnosi Funzionale</i>)	48
第5条 動態 - 機能プロフィール (<i>Profilo Dinamico Funzionale</i>)	48
第6条 個別教育計画 (<i>Piano Educativo Individualizzato</i>)	49
第7条 自治的教育機関における教育活動の組織	51
第8条 等級の異なる学校間における教育及び学習指導の連続性	52
第9条 進路指導の行程	52
第10条 出席を阻む条件の克服	53
第11条 専門の支援教師	54
第12条 教育補助員の役割、職務、養成行程	55
第13条 職員の研修	56
第14条 ハンディキャップのある生徒の統合教育に必要な専門設備、補助教材及びその他の技術補助機器の購入に必要な財政資金	57
第15条 統合教育の行程における資料文書	57
第16条 統合教育のための事業センターのネットワークの創設	58
第17条 本協定の適用についての定期的検証と評価	59
第18条 監督組織	59
第19条 保障機能	60
第20条 協定の期限	60
ハンディキャップのある生徒の高等学校における学校教育及び職業養成の義務の遂行についての県内プログラム協定補足文	61
あわせて次の規定に従い	61
次の事項を考慮し	62
第1条 新たな学校教育義務	62
第2条 新たな養成義務	63
第3条 学校-仕事の交互コース	64
第4条 高等学校におけるチューター制度	65
第5条 高等学校の後の教育コース	66
第6条 最終条項	67

モデナ県知事、
モデナ地域保健事業体本部長、
モデナ教育長、
並びにモデナ県内の各市長は、

次の規定に従い、

- ・ 1992年2月5日法律第104号「ハンディキャップ者の援助、社会的統合及び諸権利に関する基本法」。
- ・ 上述の法律第13条の施行令として、プログラム協定締結の基準に関する1992年7月9日合同省令。
- ・ 1994年2月24日共和国大統領令「ハンディキャップをもつ生徒について地域保健機構の業務に関する方針及び調整規定」
- ・ 教育機関の自治性に関する規定集、特に1997年12月18日法律第440号「教育機会の充実及び拡大並びに公平化措置の基金創設」、1999年3月8日共和国大統領令第275号「1997年3月15日法律第57号第21条に従い、教育機関の自治性関連規定にかかわる規則」。
- ・ 1998年3月31日委任立法第112号「1997年3月15日法律第59号第I節の実施における、国の行政機能及び職務の州及び地方公共団体への付与」。
- ・ 2000年2月10日法律第30号「教育サイクルの再整備に関する基本法」。

次の事項について確認し、

- 1) モデナ県知事及びモデナ教育委員会教育長の召集により、次に掲げる日程・場所において予備審議が行われた。
 - a) 1999年6月15日、9月15日。モデナ教育委員会本部において、県団体合同作業グループ(GLIP)と、モデナ地域保健事業体の小児神経精神医学担当者の作業グループとのミーティング。
 - b) 2000年1月12日、9月8日、10月2日、2001年1月22日、2月1日、2月5日、2月19日。
モデナ・県政評議会会議場において、監督組織の会議を開催。
- 2) 2000年8月18日委任立法第267号「地方公共団体法に関する法典集」第34条の規定に従い、モデナ県知事が署名した。
- 3) 1990年法律第142号第27条の規定に従い、モデナ県内の各市長は、決議により上述のプログラム協定の締結権限を前もって付与された。
- 4) モデナ教育長は、モデナ教育事務所内の県団体合同作業グループの意見を聞いた上で、本協定に署名する意向を表明した。
- 5) モデナ地域保健事業体本部長は、本協定に署名する意向を表明した。

次の事項を考慮し、

- ・ 学校において困難な状況にあり、教育目標の十分な達成のために特別な措置を必要としているが、1992年法律第104号第3条に規定するところの「ハンディキャップのある人」の分類にあてはまらない生徒が存在していることをふまえ、小児神経精神医学・心理学

- ・リハビリ医療部の県内作業グループにより作成された添付書類1に記載の協力事業の提案を受け入れること。

次に掲げる内容を決定する。

序文

1. 幼児教育、基礎教育、中等教育（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）におけるハンディキャップのある生徒の統合教育事業を調整、統合及び完成する目的において、各機関へ割当てられている数々の資源及び各機関の行使する多様な権能（教育学・教授学・医療・社会福祉的な各権限）を同時活用するため、本協定の署名者である団体・機関の間で協調的な事業連携が必要である。
2. ハンディキャップ者の統合教育、しいては労働・社会的統合の水準を常に向上させていくために、本協定の署名者は、その行政行為によるそれぞれの役割において、統一的な形で、1992年法律第104号第3号に規定される特に深刻な状態にある人を優先した上、本文書にて定める事業を行うよう協力・尽力する。
3. 統合プロセスにおけるモデナ県での複数年にわたる経験からは、かかるプロセスが成功するのは、関連当事者の政策が協調に基づくときのみであるということが広く証明されている。
4. ハンディキャップ者の統合教育は、教育改革が全面的に目指している総合的な人間形成体系を構築するための模範・象徴的な土壌を成すものである。
5. ハンディキャップのある生徒の人生計画を構築していく上で関わってくる日々の生活の中での多様な現実や事業が相乗作用をもつように設計し、また、その人生サイクルの中では多分野の事業を有機的に連結させ（学校から職場へ、リハビリから社会的交際や友人サークルへ、余暇から家族との時間または対人関係における自立へ、生涯教育、心理学的サポートなど）、それが成人期に中断されることのないようにするなど、統合的・継続的な措置・作業の広い範囲への対応能力を増強する必要がある。
6. モデナハンディキャップ情報センター(Centro Documentazione Handicap di Modena)は、統合教育に直接携わる教師の基準点となることで、統合教育の新規事業のサポートにおいて大変重要な役割を以前から担ってきた。また、教育委員会とモデナハンディキャップ情報センターの協力体制は、専門の資格をもたない教師を対象とした研修講座など、教員の研修・養成コースを実現してきた。
7. ハンディキャップのある多くの児童・その家族はもとより、多くの関係者にとっても確実にプラスとなった今までの経験をもとに、団体の合同協定の枠組みについて、必要な場合は各機関の任務の再定義も行いながら、より完璧に仕上げる必要があると考える。

第1条 予備条項

序文は、本協定の補完部分とする。協定は、本文と「ハンディキャップのある生徒の高等学校における学校教育及び職業養成の義務遂行」に関する補足文により構成される。

なお、添付書類として、前述の「次の事項を考慮し」の部分で参照した文書に加え、「教育補助員像」と題される文書、証明書、情報用紙、診断票、機能診断、動態 - 機能プロフィール、個別教育計画の各書類作成用の書式、支援教師・教育補助員要請用カード及び添付書類Aを本協定に添付する。

第2条 管轄区協定

本文書は、ハンディキャップのある生徒の全等級の学校における統合教育のために、県教育事務所・教育機関・地域保健事業体・各市町村及び県が負うことになる任務を定義する基本的協定である。ここで定められる任務に関して、各管轄区の学校・市町村・地域保健事業体間で地域協定を締結することは、各機関の管理者の裁量に任される。かかる協定は、県レベルの協定より短期間の期限をもつことも可能であり、管轄区内で利用可能な資源を設定するものとする。

(ここで言う管轄区とは、添付書類Aにて定義される市町村領域を指す)

第3条 1992年法律第104号の規定に定める者について、生徒の相当性の識別

A. 地域保健事業体^{*1} (小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部) は、次の義務を負う。

(1993年法律第271号第2条第1項、法律第423号、1994年2月24日共和国大統領令第2条に従い) 次に掲げる任務を負う。

1. ハンディキャップのある生徒を判定し、「1992年法律第104号第3条による証明書 (Certificazione ai sensi dell' art.3 della legge 104/92)」の名で本協定に添付されている書式を使用し、1992年法律第104号第3条に定める者であるとする判定書を作成する。かかる証明書に関しては、次に掲げる事項に従う。
 - a) 臨床医学的診断及び国際疾病分類ICD10コードによる症状の分類について、明確かつ完全な記載をする。
 - b) 学校初年度の学級・コースへの登録時、又は、在学中における初めての判定の際に、所要の診断プロセスを経た上で、生徒の家族の要請により作成される。
 - c) 学校の各等級の移行時、特に、幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校への移行時に、生徒の家族の要請により、再度判定が行われる。(2000

*1 (訳注) 地域保健事業体 = Azienda Sanitaria Locale, 略称で ASL と呼ばれる。

年2月10日法律第30号の適用により、幼児学校から基礎教育校^{*1}への移行時、及び、基礎教育校から高等学校への移行時に証明書が書換えられることになった)

- d) 証明書は生徒の家族へ渡され、家族はこれを次学年の学級・コースへの登録時（通常、毎年1月中）に学校へ提出するものとする。
 - e) 地域保健事業体は、生徒の学校生活のいかなる時点においても、家族の意向を聞いた上で、生徒を1992年法律第104号第3条に定める者であると判定する証明の取消しを、生徒の家族を通じて学校へ通知する書状を作成することができる。かかる書状では、以前の措置の取消しに妥当な、治療中の回復状況について描写する。
2. 前項の申告と同時に、本協定にそれぞれ「情報用紙(Foglio Informazioni)」「診断票(Quadro Diagnostico)」の名で添付されている書式を利用し、情報用紙及び診断票を作成する。情報用紙には、物質面で要する補助（本人の治療・歩行・動きの訓練など）及び非物質面で要する補助（コミュニケーションの必要性・自分の体及び姿についての認識・対人関係における距離の認識・参加意識など）の必要性について特定し、これに応じて、教育補助員の週当たりの勤務時間案が設定される。
 3. モデナ県で初回のハンディキャップ証明を受けた生徒または他県で証明を受け転入してきた生徒については、支援教師の需要の特定のための然るべき期間内に、校長と所要の情報の受渡しを行うよう連携方法を決定する。特定する方法とは次に掲げるとおり。
 - a) 個々の生徒についての状態を的確に説明するため、地域保健事業体担当者と校長及び校長協力教員が1度ミーティングを行うことが望ましい。
 - b) 項目aで定めた方法が実行不可能な場合には、地域保健事業体担当者は、生徒の状態の状態についての的確に説明した報告書を作成し、校長宛に送付する。
 - c) 項目aまたはbの方法に代えて、実行可能な状況につき、地域保健事業体は校長へ機能診断書を届ける。
 4. 生徒の家族が、地域保健事業体に所属又は協約の専門家による医療サービスの利用を望まない場合、民間の専門家がハンディキャップの状態を証明するために作成した証明書は、地域保健事業体の神経精神医療チームの地域担当責任者またはその代理人による認可を受け有効化されなければならない。かかる有効化は、生徒に1992年法律第104号第3条に定めるハンディキャップがあるという申告をするに正当な状況があることを確認するために必要となる。生徒の家族が地域保健事業体の治療サービスの利用を望まない場合は、機能診断書・動態 - 機能プロフィール・個別教育計画の作成のために、生徒の主治医が学校へ協力・助言するような環境を整える義務を家族が負うものとする。
 5. 生徒の家族が他県の市町村に居住し別の地域保健事業体を利用するときは、ハンディキャップの証明書は、モデナ地域保健事業体の医療チームによる書類検討の上、裏書きされる。その他の事項の履行については、生徒を担当する地域保健事業体担当者の管轄のままとする。

*1（訳注）基礎教育校、基礎学校 = 学校制度改革により、従来の小学校と中学校をまとめてScuola di baseと呼ぶ。

B. 教育機関は、次の義務を負う。

1992年法律第104号に定める対策を利用する必要があるときは、そのために必要な全ての情報を家族に提供する義務を負う。

第4条 機能診断書 (Diagnosi Funzionale)

A. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. ハンディキャップのある生徒が学級に入る学年度の開始前あるいは9月末までに、本協定に「機能診断書作成の必須項目一覧(Elenco dei contenuti minimi per la redazione della diagnosi funzionale)」の名で添付されている必須項目一覧を利用して、機能診断書（1992年法律第104号第12号第5項並びに1994年2月24日共和国大統領令第3条及び添付書類Aの規定による）を、記述式で作成する。
2. 機能診断書の内容を学校関係者に説明する。
3. 幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へという、学校の等級の移行時に、家族に連絡の上、機能診断書を更新する。（2000年2月10日法律第30号の適用により、機能診断書は、幼児学校から基礎教育校への移行時及び基礎教育校から高等学校への移行時に更新される）。かかる更新は、必要な場合は、生徒の学校生活のいかなる時点においても行うことができる。

B. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 地域保健事業体から発行された証明書の受取りと同時に、ハンディキャップのある生徒の在籍を正規に認識するものとし、生徒の受入れ及び授業への出席に必要な措置の手配を開始する。
2. モデナ県で初回のハンディキャップ証明を受けた生徒または他県で証明を受け転入してきた生徒について、支援教師の需要の特定のための然るべき期間内に、地域保健事業体と所要の情報の受渡し方法について取決める。
3. 生徒の家族との協力体制の第一歩として、また、学外の環境も含めて生徒についての認識を広める目的において、家族とのミーティングの場を時宜よく設定する。

第5条 動態 - 機能プロフィール (Profilo Dinamico Funzionale)

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 学級協議会（教員チーム）が、既得情報（医療・家族・学外活動など）に基づき、且つ自主的に、ハンディキャップのある生徒の対人関係及び適性能力を観察するための活動を計画することを保障する。

2. ハンディキャップのある生徒の学校生活が始まったのち、12月中に、動態 - 機能プロフィールを準備するため、専門の資格を有する支援教師の参加及び教育心理学担当教師がいる場合はその協力も仰ぎ、学級協議会（教員チーム）のミーティングを開催する。プロフィールの作成には、地域保健事業体の当該生徒担当者及び家族も、ミーティングにおいて重要な位置を占めて参加し協力する。プロフィールは記述式にて、本協定に「動態 - 機能プロフィール(Profilo Dinamico Funzionale)」の名で添付されている必須項目から成る書式を利用して作成する（1992年法律第104号第12条第5項並びに1994年2月24日共和国大統領令第4条及び添付書類Bの規定による）。動態 - 機能プロフィールの作成に関わるすべての人間は、それぞれの所見を記す最終書類に署名する。
 3. 各学年末には、動態 - 機能プロフィールの検証及び必要な場合は内容更新を協議にて行うため、同プロフィールを作成したチームのミーティングを開催する。かかる作業の成果物である動態 - 機能プロフィールは、次の学年の活動とのつながりの基盤を成す。
 4. 幼稚園・小学校・中学校の終わり（2000年2月10日法律第30号の適用により、幼児学校及び基礎教育学校の終了時）において、動態 - 機能プロフィールの検証及び内容更新は、次の等級の教育機関への資料伝達のためにも必要となる。
 5. 合同作業ミーティングを開催する際、学級協議会（教員チーム）の教員の出席が可能となるよう、また、地域保健事業体の医療業務特有の負担にも配慮した上で、適度な柔軟性を確保しながら、他機関の担当者と日付・時間・議題について取決める。
 6. 特別な必要性が認められた場合は、本協定にて定める以外の合同作業ミーティングの機会を設けるため、担当者間の合意を図る。
- B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。
1. 動態 - 機能プロフィールの総合形成、その検証及び必要な場合は内容更新のために、協議に参加する。
 2. 地域保健事業体と学校の作業ミーティングは、各年度ごと少なくとも2回行うものとし、例外として、モデナ県で初回のハンディキャップ証明を受けた生徒または他県で証明を受け転入してきた生徒については、前述の第3条に規定するように、特別な方式で取決める。ミーティングは本部校^{*1}で開催することが望ましく、参加者は開催日時について調整を行う。

第6条 個別教育計画 (Piano Educativo Individualizzato)

個別教育計画とは、教育・学習指導を受ける権利を行使する目的において、ハンディキャップのある生徒のために一定期間準備される、互いに融合し且つバランスのとれた複数の介入について記述した書類である。（1994年2月24日共和国大統領令）

*1（訳注）本部校＝同一地区の複数の小学校が集まって構成する1つの教育行政区の学校群のうち中心となる学校を、本稿では便宜上こう呼んだ。

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 学校の教育提供構想^{*1} (Piano dell' Offerta Formativa=POF)に、設備・人材等内部資源、教育プロジェクト及びその実施・検証・評価方法を明示した上、ハンディキャップのある生徒の統合教育プロジェクトが規定されるようにする。
2. 学級協議会（教員チーム）に、専門の支援教師が重要な位置を占めて参加し、教育心理学担当教師がいる場合はその教師も含め、地域保健事業体担当者及び家族の協力のもと、次の事項が実施されるよう責任をもつ。
 - a) 本協定に「個別教育計画(Piano Educativo Individualizzato)」の名で添付されている必須項目から成る書式を利用し、規定の期間で（4ヶ月又は2ヶ月ごと）、個別教育計画の作成・組み立て・検証を行う（1992年法律第104号第12条第1～4項）。特に、学級への実質的な統合と教育の成功（可能な場合、高等学校の教育課程修了の国家試験の合格も含め）を確実なものにする目的において最適な方法を決定する。
 - b) 個別教育計画を、教育・教科の指導計画化又は介入分野領域別の指導計画化に統合する。
 - c) ハンディキャップのある生徒が、学級、小グループ、実験・研究活動^{*2}においてどのように作業するかについて、又、その他の特定の活動を必要とするかについて、明確にする。
 - d) 必要と考えられるスペース・備品・機器・補助教材を特定し、その使用方法及び目的を示す。
 - e) 生徒の出席時間の短縮が必要な場合は、治療・リハビリの負担も考慮に入れ、地域保健事業体担当者及び家族と協議の上決定する。
3. 学級協議会が策定するハンディキャップのある生徒のための広域統合プロジェクトについて、学外の人的・物的資源及び地域保健事業体担当者の協力、生徒自身とその家族の意見、市町村行政機関（教育・交通・社会福祉・スポーツ等の担当評議員）の意見、また地域のボランティア団体の参加が望める場合はその意見も考慮した上で策定が行われるように要求する。
4. 個別教育計画で定めた活動の実施に向けて提供された資源を利用した結果得られた成果について、協議の上定める方法により、本協定の署名機関に報告する。

B. 市町村当局は、次の義務を負う。

1. その管轄において、個別教育計画で定めた内容の実現に必要な場所・設備・補助教材を供給する。
2. 各分野の評議員（教育・交通・社会福祉・スポーツ・文化など）の権限をもって、地

*1 （訳注）教育提供構想=Piano dell' Offerta Formativa, 略称POF。各学校の概要、教育信念、教育プログラム、設備等を記載した文書。

*2 （訳注）実験・研究活動=attività di laboratorio, 一例としてコンピュータ、音楽、劇、環境学習など。

域の資源の活用を支援し、学校・地域保健事業体担当者との協力の上、生徒とその家族の意見を参考にし、地域にボランティア団体がある場合はその活性化をはかりながら、ハンディキャップのある生徒の統合教育のために学校内部で実施された作業を地域へと広げる統一プロジェクトの策定に参加する。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. 個別教育計画の準備及び検証を行う学校ミーティングへ参加し、生徒に必要となりうる治療・リハビリ実施の期間・方法を説明するなどの助言を行い、計画実現のために学校及び生徒の家族と協力する。
2. 同事業体の専門家の専門能力の提供をもって、地域の資源の活用を支援し、学校・市町村行政機関関係者と協力の上、生徒とその家族の意見を参考にしながら、ハンディキャップのある生徒の統合教育のために学校内部で実施された作業を地域へと広げる統一プロジェクトの策定に参加する。

第7条 自治的教育機関における教育活動の組織

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 教育提供構想(POF)に記載の、決議機関によるプログラム策定を通じた教育における自治の行使において、カリキュラム・学級の編成・教育上の柔軟性、教授法・教育手法の実験的自主性が、全ての生徒、特に重度・超重度のハンディキャップのある生徒の統合教育及び教育の成功の推進・保障を目的とすることを、保障する。
2. ハンディキャップの状態悪化の防止、地域の文化的・教育的資源を利用した教育措置の実施、全学級参加の相互協力タイプの活動の実施、聴覚・視覚障害者の統合教育のための外部専門家及び新技術機器の活用、著しく重度の身体・精神障害者の学習理解と対人関係の向上の推進を目的とする、「統合教育の有効モデル」の始動を目指す学級協議会の活動を推奨・支持する。(1998年7月24日教育省令第331号)

B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. 規定された作業ミーティングの際、適切な助言及び協力を提供し、作業グループ及び学級における活動の形成を助け、グループダイナミックスの認識を向上させる。
2. 規定された作業ミーティングの際、学校側から提案された実験行程の実現に適した場所、スペース、活動を特定するための協力を行う。

C. 市町村当局は、次の義務を負う。

実験的行程も含め、統合教育のクオリティ向上にふさわしい行程の実現を可能とする目的において、ほかの機関と協力する。

第8条 等級の異なる学校間における教育及び学習指導の継続性

1992年法律第104号第14条第1項に規定のこの遂行に関しては、次のとおりとする。

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 1992年法律第104号に定める者の統合教育の発展を保障する目的で、前後する教育課程の教員どうしが協議することを義務とし、等級の異なる学校間における教育の継続性を促進する。
2. 生徒の統合教育に必要な場合は、生徒がすでに終了した等級の学校の支援教師が生徒に付き添って次の等級の学校への受入れ・加入段階に参加することを可能とする実験的プロジェクトの構築を推進する。(教育省令1988年第1号に従い、プロジェクトには学内決議機関の決定を要する)
3. 特に重要な書類一式(証明書、情報用紙、機能診断、動態-機能プロフィール、個別教育計画、特別プロジェクト)を次の等級の学校長へ送付し、1992年法律第104号に定める生徒についての必要情報の伝達が確かに行われるようにする。
4. 上級校への統合を助ける支援教師及び(又は)教育補助員のほか必要資源、機器及び補助教材の需要量を決定する目的において、上下2つの等級の学校の教員、地域保健事業体担当者、教育補助員及び生徒の両親の間で連絡ミーティングを发起する。

B. 地域保健事業体(小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部)は、規定された作業ミーティングの領域で、下級校から上級校へ移行する生徒の動態-機能プロフィール及び個別教育計画の検証のため、また、上級校への統合を助ける支援教師及び(又は)教育補助員のほか必要資源、機器及び補助教材の需要量を決定するためにも、学校により发起される継続のためのミーティングへ参加する義務を負う。

C. 市町村当局は、地域の資源の利用において支援を行い、継続性の行程実施のため、その他の機関と協力する義務を負う。

第9条 進路指導の行程

A. 県教育事務所、県当局、地域保健事業体(小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部)は、ともに、中学校(2000年2月10日法律第30号適用により「基礎教育学校」)以降の教育コース選択における進路指導活動を計画・実現・検証する教育機関の活動を援助するものとし、このために各保健管轄区における共通作業の所定のミーティングも行う。これは、各地域の教育機会の有効利用ができるように支援することを目的とする。

B. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 学級協議会が、中学校終了時及び高等学校第1学年終了時（2000年2月10日法律第30号適用により「基礎教育学校終了時及び高等学校2年制課程終了時」）又は高等学校の教育・養成課程終了時に行う選択を考慮した進路指導を予定・実施し始める「人生計画」を、必要な場合は中学校在学の初年度から、個別教育計画の領域において準備しはじめるようにする。
 2. かかる目的のため、学級協議会が、地域保健事業体の担当者と協力、又は、県当局の就職指導・雇用事業の情報システムを通じて提供されるサービスを利用して活動できるように支援する。
 3. 地域社会で利用可能な資源を導入し、学校 - 仕事の交互コースの実施も通じて、人生計画に結びついた進路指導の行程の実験を行うことを支援する。
- C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、規定されているミーティング内において、人生の総合的計画の分野における進路指導活動の調整及び指導について、学校関係者と協力する義務を負う。
- D. 市町村当局は、プログラム策定で規定する進路指導行程の決定、実施、検証において、自らの事業をもって協力する義務を負う
- E. 県当局は、次の義務を負う。
1. 地域における職業訓練・雇用・社会的機会に関する情報を、自ら進路指導事業を通じて、その他の機関、家族及び生徒へ提供する。
 2. 中学校終了時及び高等学校第1学年終了時（2000年2月10日法律第30号の適用により「基礎教育学校終了時及び高等学校2年制課程終了時」）又は高等学校の教育・養成課程終了時に行う選択についての指導行程をまとめることについて、要望があれば、個別相談を行う。
 3. プログラム策定で規定する進路指導行程の決定、実施、検証において、自らの事業をもって協力する。

第10条 出席を阻む条件の克服

- A. 教育機関は、次の義務を負う。
- 校長の任務
1. 不登校や頻繁な欠席の原因の除去に必要な措置を個別教育計画の中に準備し、1992年法律第104号に規定される生徒の出席を支援する。
 2. 規則的な学校出席を阻む原因を除去するため、市町村当局の社会福祉事業部、地域保健事業体の教育事業・社会医療事業部、両親と協力する。
 3. 重度の困難な状況にいる生徒の家族が、度重なる要請にもかかわらず学校や医療事業部と連絡をとろうとしないケースについて、社会福祉事業部へ通知する。
- B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、ハンディキャップ

のある生徒の不登校の予防活動の開始のため、市町村当局の事業と連絡の上、個別教育計画に定められた学校ミーティングへ参加する義務を負う。

- C. 市町村当局は、出席を阻む条件の克服を目的とした措置の計画化に、社会福祉事業及び地域で利用可能な資源の活性化も通じて、協力する義務を負う。

第11条 専門の支援教師

A. 県教育事務所は、次の義務を負うものとする。

1. 県団体合同作業グループ(GLIP)は、ハンディキャップのある生徒の個別教育計画に定める教育・指導目標の実現を助けるために支援教師を要請した各校への県割当て人員の配分の優先方法及び方針について、毎年決定を行う。
2. 県のハンディキャップ作業グループ(GLH provinciale)は、県団体合同作業グループの指示に基づき、学校から提出されたプロジェクトを分析し、利用可能な専門家人材の配分プランを作成する。県ハンディキャップ作業グループは、人材の配分決定段階に必要とみられる全情報を得るため、必要とみなした場合は、各学校長の意見を求める。
3. 県団体合同作業グループ及び県ハンディキャップ作業グループの決議内容については、県の教育事務所責任者により特に準備された作業ミーティングを介するなどして、校長に説明される。

B. 教育機関は、次の義務を負うものとする。

校長の任務

1. 3月～4月期の職員編成の決定期限内に、学校に就学登録しているハンディキャップのある生徒の統合教育の支援措置プロジェクトを組み、県ハンディキャップ作業グループに提出する。
2. かかるプロジェクトは、校内ハンディキャップ作業グループ(GLH d' istituto)の協力により作成され、各学級への支援教師割当て案のもととなる報告レポート及び各生徒の情報を記載する詳細なカード（本協定に「職員要請カード(Griglia per la richiesta di personale)」との名で添付）を含むものとする。
3. 学校に配分された支援教師の割当て人員の通知を受け、校内ハンディキャップ作業グループの協力のもと、統合プロセスに関わる各学級へ人材の配分を行う。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. 前出の第3条で特定した方法の1つに従い、初めてハンディキャップの判定を受けた生徒又はこの県へ転入してきた生徒が通う学級における国の支援教師の必要時間数の決定において、校長及び教員へ助言を行う。

第12条 教育補助員の役割、職務、養成行程

学校長は、イタリア団体労働協約(CCNL)、及び、2000年9月27日付の教育省・イタリア全国市町村協会(ANCI)・イタリア県協会(UPI)間の合意協定における規定内容を考慮した上で、ハンディキャップのある生徒の補助に関して、学校の管轄業務については国採用の補助職員が行うように処置する。一方、本条に規定される専門職員をもって行う専門補助の任務については、市町村当局の管轄とする。

本協定には、添付書類「教育補助員の特徴(Caratteristiche del personale educativo assistenziale)」と題される文書内容をそのまま挿入するものとする。

A. 市町村当局は次の義務を負うものとする。

1. 次に掲げる各号の1つの方法により、教育補助員を提供する。
 - a) 初めてハンディキャップの判定を受けた生徒またはこの県へ転入してきた生徒の情報用紙に記載された指示内容に基づく。すでに在学中の生徒については、地域保健事業体が、個別教育計画の最終検証のミーティングの結果、必要な場合につき情報用紙に記載された教育補助員の必要時間数を変更する。
 - b) 関係者間（教育機関、地域保健事業体、市町村当局）の取決めによる。
 - c) 在籍生徒数に対する教育補助員の過去の需要割合に応じて計算し、管轄区をベースに学校ごとに配置可能な人材の割当てを決める。
2. 第2条に規定する管轄区協定により、これらの方式のうちどれを事前選択するか決定される。協定の締結が遅れる場合は、本プログラム協定の締結後の第一年度から適用できるようにするため、単一の市町村にはa)の方法を採用し、また、管轄区内の市町村協定(accordo dei Comuni del Distretto)がある場合はc)の方法を採用する。
3. 外部機関との契約または市町村間の協定による場合も、教育補助員は添付書類に特定する適性条件を備えているものとする。本協定の施行まで異なる条件の職員を起用してきた市町村は、本協定の施行期間中に、添付書類に規定の条件に達するようにする。
4. 教育補助員が教育指導活動の計画化及び検証の会議（第5条Bの2）に参加できるように、公認使用時間^{*1}を保障する。かかる参加については、校長と取決めるものとする。公認使用時間の決定方法については、当事者間で定める。

B. 県当局は、利用可能な資金の情報及び資料を市町村が容易に入手できるように務める。

C. 教育機関は、次の義務を負うものとする。

校長の任務

1. 各年度の3～4月中に、県の教育事務所への支援教師の要求を行うのと同じ時期に同じ書類を使用し、次の年度における教育補助員の申請について管轄の市町村当局へ提出

*1（訳注）組合の集会などのために、給与に算入される公認の使用時間。

する。特に、申請には、次年度に在籍予定のハンディキャップのある生徒各人の統合に必要な教育補助員の配置方法を明示するレポートを含むものとする。レポートには、県教育事務所の管轄の手続きのために提出するものと同じ「1992年法律第104号第3条に従う証明」、情報用紙、職員要請カードを添付する。

2. 統合教育実施のための連携的活動について決定・検証する会議への教育補助員の参加の方法について、市町村当局と取決める。
 3. 教育補助員の割当てに関して管轄の市町村当局の出した決議の写しを、県教育事務所の統合教育課へ送付する。
 4. 普通学級に統合されているハンディキャップのある生徒の個別教育計画実施に必要な任務を、教育補助員に与える。
- D. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、幼児学校へ通う生徒の個別教育計画が、医療的性質の活動を含む補助を必要とするときは、現行の法令に従い、かかる活動のために負担された費用の相当額を管轄の市町村当局へ支払うものとする。

第13条 職員の研修

A. 県の教育事務所及び教育機関は、次の義務を負うものとする。

県団体合同作業グループ、県ハンディキャップ作業グループ及び学校長は、協力の上、次の各号に掲げる事項を行う。

1. 地域保健事業体及びモデナハンディキャップ文書センターの担当者との協力もあわせ、教職員の研修・養成用の資金を利用し、職場における理論と教育・学習指導計画化のフィードバック式の研修企画を推進する。
2. 障害者の特殊性とニーズの広範性に即した、動態 - 機能プロフィール及び個別教育計画の実践における恒常的な研究活動を実施するため、学校関係者と社会医療事業者の団体合同ミーティングを発起する。
3. 統合の文化を実現するような活動を、あらゆる企画をたてて推進する。

B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、その権能と専門性を生かし、統合の文化を向上させるための養成講座の提案及び（又は）実施において学校関係者と協力する義務を負う。

C. 市町村当局は、次の義務を負うものとする。

1. 教育機関及び県の教育事務所との協力により準備される研修講座への教育補助員の参加を許可する。
2. ハンディキャップ文書センターを通じ、統合教育に関わるすべての職員の研修・養成講座の計画準備に協力する。

第14条 ハンディキャップのある生徒の統合教育に必要な専門設備、補助教材及びその他の技術補助機器の購入に必要な財政資金

この遂行に関し、協定の署名者であるすべての機関は、統合教育に必要な物質資源調達に関わる財政問題解決に協力する義務を負う。

A. 県の教育事務所は、1992年法律第104号の規定により使用可能な金額のうち、事業センターの形成及び資源のネットワーク上での使用を優先するため各教育機関へ直接付与されない割当て分について、県団体合同作業グループを通じて資金利用の優先方法及び方針を毎年決定する。

B. 教育機関は次の義務を負うものとする。

校長の任務

1. 個別教育計画の目標の実現のため統合教育に必要な専門設備、補助教材その他の技術補助機器を特定するよう、学級協議会に求める。
2. 1992年法律第104号に規定される特定の財政資金を利用し、また、可能かつ必要なかぎり学校の資金からも拠出の上、学校環境で実施される教育・実験活動に関連した補助教材、設備及びその他の機器の購入と調達が行われるようにする。購入物品は、ハンディキャップのある生徒の教育を受ける権利及び個人能力の最大限の発展を実際的に保障する目的において最適なものでなければならない。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負うものとする。

1. 補装具その他特定の障害に密接に関わる機器を処方し供給する。
2. 個別教育計画の指示に基づき、教育機関との間で調整・補完する形で、統合教育に必要な専門設備、補助教材及びその他の技術補助機器の購入及び調達について処方を提供する。

D. 市町村及び県当局は、次の義務を負うものとする。

1. それぞれの管轄において、建築的バリアーを取り除き、ハンディキャップのある生徒の学校生活に建物を適応させるよう処置する。
2. 統合教育に必要な特殊備品について、個別教育計画を通じて指摘されたニーズに関して地域保健事業体から提供される具体的な指示を受け、教育機関との間で調整・補完する形で、それぞれの管轄において購入及び調達を行う。

第15条 統合教育の行程における資料文書

A. 県の教育事務所は、次の義務を負うものとする。

1. 統合教育課は、県の教育機関において実施される統合教育プロセスに関して、量的情報及び可能な限り質的な情報を収容するデータベースを構築・運営・更新する。
2. データベースに収められた情報については、プライバシーに関わるデータの使用を規制する規則は遵守の上で、ハンディキャップ者の統合に関わるすべての機関及びハンディキャップ者一家族協会団体によるアクセスを保障する。
3. 当該事務所は、一年ごとに、量的及び可能なかぎり質的な面から統合教育の主な特徴を指摘した要約レポートを作成する義務を負う。

B. 教育機関は次の義務を負うものとする。

校長の任務

1. ハンディキャップのある生徒各人について、学習行程の資料一式が準備されるようにする。かかる資料一式を構成する書類には、地域保健事業体から発行されるもの（証明書、情報用紙、診断表、機能診断）のほか、次項に規定する書類が含まれる。
2. 法律により想定され本プログラム協定により決定された書類（動態 - 機能プロフィール、個別教育計画）、並びに、指導行程の具体的実施に関する特別プロジェクトの策定及び検証について示すために必要となる書類（実験プロジェクト、教育補助員の活動、学校－仕事の交互体験、進路指導、特別資金の申請ほか）を、学級協議会（教育チーム）が正確に作成し、統合教育の行程についての適正な資料を準備するようにする。
3. 前項に定める書類が、統合教育の行程における実践内容及び個々の個別教育計画での予定内容と正確に一致した形で作成されるようにする。
4. ハンディキャップのある生徒個人の資料一式の書類が県レベルの人的資源及び資金の配分に有用である場合は、その写しを、県の教育事務所の統合教育課、県団体合同作業グループ及び県ハンディキャップ作業グループへ提供する。
5. 統合教育に関するデータベースの更新に必要な量的・質的な情報を、県の教育事務所の統合教育課へ提供する。

第16条 統合教育のための事業センターのネットワークの創設

A. 県の教育事務所、教育機関、市町村当局及び県当局は、次の義務を負う。

1. 管轄区本部のある各市町村へ設置された資料・事業センターのネットワークを構築し、それらのセンターと調整役を務めるモデナハンディキャップ資料センターを接続する。センターは次の事項を行う。
 - a) 法令関連及びハンディキャップのある生徒の実質的な統合教育を保障するにふさわしい手段及び企画の準備に関して、学校へ助言を行う。
 - b) 統合教育に携わる職員のための情報源を構築する目的で、統合の最善の行程についての資料を収集・作成する。
 - c) ハンディキャップのある生徒の統合行程に関わる職員のための職場養成コースを実施するため、学校長、県団体合同作業グループ及び県ハンディキャップ作業グループと協力する。

2. 地域センター(Centri Territoriali)には、ニューテクノロジーを利用した情報機器及び補助教材を収蔵するアウジリオテカー(ausilioteca, 補助機器資料センター)を設置することができる。所蔵するすべての物品は、学校での活動用に必要とする関係者が閲覧可能かつ貸出し形式で持ち出し可能とする。
 3. 地域センターは、教育機関がハンディキャップのある生徒の統合教育のために利用可能なすべての補助教材、補助機器及び特殊技術設備についての記録を収容するデータベースを構築、更新し、参照可能にするものとする。かかるデータベースは、利用可能な資源の分散や無駄な重複を避け、その利用を最適化するために必要なツールとなる。
- B. 地域保健事業体(小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部)は、学校及び家族への専門的助言サービスを行うために関係者の専門能力を提供することで、管轄区本部のある市町村に分散設置されるアウジリオテカーも含め、センターの設立に協力する義務を負う。

第17条 本協定の適用についての定期的検証と評価

本協定の署名者は、県団体合同作業グループ(GLIP)に対し、各管轄区において開催する所定の年間ミーティングをもって、本協定の機能の検証及び評価を行い、署名者に報告することを継続的に委任する。ミーティングは基本的に教育年度の初めに開催、そうでない場合も12月中に行うものとし、問題認知及び適切な改善措置の調整を目的とする。ミーティングには、すべての学校長、管轄区担当の小児神経精神医療チーム全員、市町村の教育評議員及び社会福祉評議員、社会福祉事業担当員、及び国立校に通うハンディキャップ児の両親の協会の代表2人が参加する。

第18条 監督組織

本プログラム協定の実施における監督及び協定遵守を保障するために必要な措置は、監督組織により行われる。かかる目的において、監督組織はハンディキャップのある生徒及びその両親の協会の代表と定期的な協議を行う義務を負う。

監督委員会は次の者により構成される。

- ・議長＝県知事又はその代理
- ・県の政府監督官^{*1}又はその代理
- ・管轄区本部のある市町村の長又はその代理
- ・地域保健事業体本部長又はその代理
- ・県の教育事務所の代表

*1 (訳注) 政府監督官＝国の直轄行政の機関とし、政府から派遣される。

- ・ 幼児学校の校長の代表1人
- ・ 基礎教育学校（小学校及び前期中等教育学校）の校長の代表1人
- ・ 高等学校（後期中等教育学校）の校長の代表1人

第19条 保障機能

本協定の署名者は、本協定に1人以上の署名者により署名されている内容の不適用から生じる機能不全を利用者が指摘する必要があるとみなした場合に赴く先としての保障機関を特定する。

かかる機関は、次に掲げる方法により特定される。

- a) オンブズマン制度のある市町村の義務に関しては、市町村のオンブズマンへ
 - b) 県、県の教育事務所、教育機関、地域保健事業体、オンブズマン制度のない市町村の義務に関しては、県のオンブズマンへ
- 当該オンブズマンは、指摘があった場合にそれを監督組織に通知する。

第20条 協定の期限

本協定の期限はエミリア・ロマーニャ州広報発行日より3年間とする。

ハンディキャップのある生徒の高等学校における学校教育及び職業養成の義務 の遂行についての県内プログラム協定補足文

あわせて次の規定に従い、

- ・ 1999年1月20日法律第9号義務教育延長についての緊急規定。官報1999年1月27日第21号
- ・ 1999年8月9日教育省令第323号「義務教育延長についての緊急規定に関する1999年1月20日法律第9号第1条の施行規則に関する規定」
- ・ 1999年5月17日法律第144号「投資関連対策、雇用助成金、全国労働災害保険協会(INAIL)及び社会保障機関再編成の規定の政府委任」
- ・ 1997年6月24日法律第196号「雇用促進関連規則」
- ・ 1998年3月25日労働省令第142号「職業訓練養成及び進路指導に関する1997年6月24日法律第196号第18条の方針及び基準の施行規則に関する規定」
- ・ 1998年4月8日労働省令「見習い生の養成活動の指導内容に関する規定」
- ・ 1999年10月7日労働省令「雇用促進関連規則を定める1997年6月24日法律第196号第16条第2項及びその改正条項の施行規則」
- ・ 2000年7月12日共和国大統領令第257号「養成活動の履修義務に関する1999年5月17日法律第144号第68条の施行規則」
- ・ 1997年12月10日法律第425号「後期中等教育課程修了試験の改革のための規定」
- ・ 1998年7月23日共和国大統領令第323号「1997年12月10日法律第425号第1条による後期中等教育課程修了国家試験規定に関する規則」
- ・ 1998年9月18日教育省令第356号、1998年9月18日教育省令第357号、1998年11月12日教育省令第452号、1998年9月18日教育省令第359号、1998年11月10日教育省令第449号、1998年11月11日教育省令第450号「後期中等教育課程修了国家試験実施に関する規定」
- ・ エミリア・ロマーニャ州政評議会決議1997年1475号、1999年528号、2000年539号「1997-1999年の3ヵ年における職業訓練及び進路指導の実施綱領」
- ・ エミリア・ロマーニャ州法1999年10号「教育及び生涯学習を受ける権利並びに統合的職業訓練システム」
- ・ 2000年11月8日法律第328号「社会福祉措置事業の統合システム実現のための基本法」
- ・ 1999年3月12日法律第68号「障害者の労働権利に関する規定」
- ・ 2000年10月10日共和国大統領令第333号「障害者の労働権利に関する1999年3月12日法律第68号の施行規則」

次の事項を考慮し、

- ・ハンディキャップのある若者は、9年間の義務教育の対象であり、18歳になるまで教育の義務を満たすことが認められていること。
- ・18歳になるまで養成活動への参加義務が設けられたこと。

次に掲げる内容を決定する。

第1条 新たな学校教育義務

- A. 県の教育事務所は、州レベルで実施された活動がある場合は、県と合意の上、教育機関及び職業訓練センター(Centri di Formazione Professionale)の間において専用のミーティングを設け、ハンディキャップのある生徒も普通学級への統合経験を生かして参加するような教育及び養成の統合コース実現のための地域プランの始動を推進する。
- B. 教育機関は次の義務を負う。
1. 高等学校への受入れ 学校長は、学校教育提供構想(POF)に、個別教育計画をサポートするための年間の各時期における措置が予定され、ハンディキャップのある生徒の統合教育にふさわしい教育品質を示すプロジェクトが記載されるようにする。
 2. 個別教育計画の計画化 義務としての学校行程(義務教育)が終了する前の個別教育計画の決定に際し、学級協議会は、家族及び生徒自身と合意の上、地域保健事業体担当者の協力のもと、高等学校を出た後について考えられる想定コース(資格の取得、教育クレジット(crediti formativi)の取得、養成期間の続行、就労、福祉作業所、リハビリ・治療センターほか)について概要をまとめる。高等学校の第1学年では、ハンディキャップのある生徒を受入れる学級の協議会は、生徒の統合を促進し、並びに学位の取得のための学校教育コースへの継続を動機付け支援する目的で、特定の進路指導活動を計画、実施、検証する。ハンディキャップのある生徒の個別教育計画の計画化プロセスにおいてかかる目標達成が予定されない場合は、学級協議会は、職業訓練システムと統合した形態の養成コースへの継続を動機付け、指導し、支援するような進路指導の行程を計画、実施、検証することができる。かかる行程の決定は、ハンディキャップのある生徒及びその家族、地域保健事業体担当者、並びに職業訓練システムの担当者と合意の上で行われる。
 3. 職業訓練システムと統合した学習指導行程 学校長は、学級協議会により示された個別教育計画が職業訓練システムの協力を予定している場合は、様々な訓練機会について情報を得て進路指導を行うため、地域レベルの進路指導措置の調整計画分野における特別協約を職業訓練センターと締結する。
- C. 地域保健事業体(小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部)
1. 規定された作業ミーティングにおいて、個別教育計画の実現に適した進路コースの特定のために自らの専門能力を提供する。

2. 教育機関と職業訓練システムを統合する形で計画される進路指導行程の実施をサポートする。

D. 県当局

1. 県の教育事務所・教育機関・職業訓練システムセンターと協力し、ハンディキャップのある生徒も対象となる進路指導措置の地域調整計画を策定する。特に生徒のニーズを重要視し、個別教育計画の実現に寄与する家族及び地域保健事業体担当者が関与するよう配慮する。
2. 教育機関と職業訓練システムを統合する形で計画された進路指導行程の実施をサポートし、適切な資源ベースを開設する。

第2条 新たな養成義務

- A. 県の教育事務所は、州レベルで実施された活動がある場合は、県と合意の上、職業訓練システムセンターとの協力により、養成義務の対象となる生徒に向けられた情報提供・進路指導の専用ミーティングを毎年12月末までに開催する。

B. 教育機関は、次の義務を負う。

1. 個別教育計画の計画化 学校長は、ハンディキャップのある生徒を受入れる学級の協議会が、生徒の統合を助けかつ学位の取得まで教育行程の継続を動機付け支援する目的において適切な進路指導活動を定めた上で、学習指導活動を計画、実施、検証することを保障する。個別教育計画の計画化において高等学校卒業の学位取得が予定されない場合、又は、学級協議会が学位を取得しないことを妥当とみなすときは、教育・養成の的確なゴールに到達する目的において、学級協議会は、職業訓練システムと統合した形態における養成コースの継続を養成義務の遂行まで動機付け、指導し、支援するような進路指導の行程を計画、実施、検証することができる。かかる行程の決定は、若者の全般的な人生計画の範囲において、ハンディキャップのある生徒及びその家族、地域保健事業体担当者、及び職業訓練システムの担当者と合意の上で行われる。
2. 職業訓練システムと統合された学習指導行程 学校長は、学級協議会により示された個別教育計画が職業訓練システムの協力を予定している場合は、地域レベルの調整計画分野における職業訓練センターと特別協約を締結する。
3. 学校後のコース選択における進路指導 学級協議会は、生徒とその家族と合意の上、地域保健事業体担当者の協力並びに県の雇用事業及び進路指導事業を活用して、高等学校後の進路指導の行程を計画、実施、検証する。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）

1. 規定された作業ミーティングにおいて、個別教育計画の実現に適した教育・養成の行程を特定するために、自らの専門能力を提供する。
2. 若者の出来る限り総合的な将来の展望を考慮に入れた上で、高等学校を出た後に考え

られる進路の特定において、学級協議会と協力する。

3. 成年への移行時に生徒が放棄されることのないよう、小児神経精神医療部とその他の事業（社会福祉の管轄ならばそれも含め）との間の管轄の受渡しが確実に行われるようにする。教育機関と職業訓練システムとの協力関係については、生徒が成年に達しても、18歳以前に開始した教育・養成の行程の終了時点まで、小児神経精神医学担当者により継続して保障される。

D. 県当局

1. 養成義務の遂行範囲における、ハンディキャップのある生徒の教育・養成のニーズに即した措置についての地域調整プランを策定する目的において、県の教育事務所、教育機関、職業訓練システムと協力する。
2. 職業訓練システムの講座において、分離コースや障害者専用講座の実施を避け、ハンディキャップのある若者の統合が想定されるように措置をとる。
3. ハンディキャップのある生徒及びその家族が、進路指導事業や雇用事業を利用できるように措置をとると同時に、進路選択用の教育行程のプロジェクト化のために教育機関に協力する責任を負う。

第3条 学校－仕事の交互コース

A. 県の教育事務所は、県当局と合意の上、

1. 福祉作業所体験も含め、学校－仕事の交互体験を支援している地域団体との協力関係を活性化する。
2. ハンディキャップのある生徒が参加する学校－仕事の交互体験について自主的又は外部団体との協力において計画、実践、検証している各教育機関の代表者同士の調整ミーティングを開催する。

B. 教育機関は次の義務を負う。

校長の任務

1. 学校－仕事の交互体験が、職業訓練システムとの統合行程内で実施される場合も含めて、学級協議会が準備するハンディキャップのある生徒の個別教育計画の中に有機的かつ一貫性をもって導入されるようにする。
2. 生徒の受入れ企業と特別協約を締結する。協約には、1998年3月25日労働省令第142号第4・5条に従い、参加する各生徒の養成・進路指導プロジェクトが付されるが、かかる協約が県の職業訓練システムの認定センターにより締結されるケースはこれを例外とする。
3. 1998年3月25日労働省令第142号第3条の定める保険契約の措置をとる。なお、かかる保険契約が職業訓練システムの認定センターにより行われているケースは例外とする。
4. 学級協議会がその構成員の1人を「教育組織責任者」として任命することを確認する。かかる責任者は、生徒の受入れを担当する企業側責任者及び交互体験に関わるその他の

事業者との連絡役となる。

5. 職場統合の行程の企画における地域保健事業体、管轄の地方自治体、職業訓練システム及び雇用センターとの協力関係において、学校から実社会への移行をサポートすることを目的とした、交互体験の状況への随伴を想定するような特別プロジェクトの準備に協力する。
- C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部、及び、管轄の場合は社会福祉事業部も含む）
1. 個別教育計画の中における適切な交互コースの設計、実施、検証において学級協議会と協力する。
 2. 職業訓練システムの認定センターとの特別協約も含め、交互コースの決定、実行、検証において職業労働訓練の作業チーム(Unità Operative di Formazione Professionale e Lavorativa)の職員との協力を行うようにする。
- D. 市町村当局（社会福祉事業の担当性を保持する場合）
1. 個別教育計画の中における適切な交互コースの設計、実施、検証において学級協議会と協力する。
 2. 職業訓練システムの認定センターとの特別協約も含め、交互コースの決定、実行、検証において職業労働訓練の作業チーム職員との協力を行うようにする。
- E. 県当局は、ハンディキャップのある生徒の学校－仕事の交互体験を支援する目的で、県の教育事務所、教育機関、州の職業訓練システムの認定センター、社会福祉の管轄機関とともに協力する。

第4条 高等学校におけるチューターTutor制度

- A. 教育機関は次の義務を負う。
1. 学級協議会は、ハンディキャップのある生徒の学校及び社会への統合を向上させる目的で、特に個人の自立性の獲得に関して、総合的な個別教育計画の補完プロジェクトの策定が必要な場合は、ハンディキャップのある生徒及びその家族との事前の合意の上、ハンディキャップのある生徒のチューター役として青年の協力を想定する。
 2. 学校長は、必要な財政資源を用意し、プロジェクトに協力できる青年を募集する義務を負う。
 3. チューターは、次の事項をサポートする。
 - a) 教育行程と学外活動の融合
 - b) 宿題を行う際、生徒の学習理解の補助
 - c) 実験研究活動への参加
 - d) 学級や同輩のグループ、地域の文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加
 4. チューターは、ハンディキャップのある生徒を動機付ける役割を担い、対人関係及び

情緒面に起因する困難な状況の克服の支援も行う。

5. チューターは、基本的に、高等学校の卒業生、大学生、求職中の大学新卒者から選ばれる。チューターは教授任務はもたず、また、本協定により規定され第3条の情報用紙に定義されるところの補助任務も、教育実践家の権能ももたない。
 6. チューターは、学級協議会の定める教育プロジェクトに想定される範囲において、生徒の仲間と交流をもつ。教育機関内におけるその任務は、学級協議会により作成されるプロジェクトで定められ、その結果は、個別教育計画の定期的・最終の検証を行う通常ミーティングにおいて学級協議会により評価される。チューターと生徒の家族及び地域のレクリエーション・文化・スポーツ団体との交流は、プロジェクトが想定する教育目標領域及び一般的な福祉の観点から、学校はこれを奨励する。
 7. 学校長は、より広い合意範囲も含め、大学の教育学部、心理学部及びその他の類似領域の学部と協力関係を築き、チューターの経験を「実習期間」や「教育クレジット」と大学側が認める可能性について検討し、かかる学部在籍する学生の参加を容易にする。
 8. チューターの人物像とは、その個人的能力、特に協力を惜しまない人間性をもって友好的関係を築くことを通して、困難な状況にあるほぼ同年代の人間の世話をしてくれることができるような、強い意志及び適性を備える人間である。チューターには、経費払い戻し又は奨学金支払いを認めることができる。個人ボランティア名簿(Registro del Voluntariado Individual)に登録している必要がある。
- B. 市町村当局は、県当局との協力の上、学校長からの要請について検討し、社会福祉事業の協力も含め、ハンディキャップのある生徒の統合支援プロジェクトを財政的に支援するよう努める。
- C. 県当局は、チューターの任命を想定する統合プロジェクトの実施において、市町村の財政負担を支援する。
- D. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、総合的な個別教育計画の領域において、チューターの参加を想定するプロジェクトの決定及び検証に参加し、学校環境及び広範な社会領域における生徒のニーズについて指摘を行う。

第5条 高等学校の後の教育コース

本協定の署名者は、高等学校を順調に修了して勉学の継続を希望する生徒の新たな環境への参加を見守りかつ支援する目的で、州の大学及びARESTUD（大学教育権利事業体）との協力体制を追求する任務を負う。

県の教育事務所及び県当局は、モデナ県内に高等学校後の講座を設置する職業訓練システム所属のセンター及び国立の高等学校が、資格を満たしているハンディキャップのある生徒の受講可能性について講座企画段階から想定するよう、その管轄分野をもって働きかけるものとする。

第6条 最終条項

本協定の署名者は、新たな規則又は現行規則の施行に関する関連団体間の新協定により、各団体の任務の再検討が必要となる場合は、それを行うものとする。

以上の内容を、読み、確認し、署名を行う。

2001年5月8日、モデナ

モデナ県教育長

Dott. Giacomo Giannuzzi

モデナ県を代表して

知事 Graziano Pattuzzi

モデナ地域保健事業体を代表して

本部長

Dott. Roberto Rubbiani

モデナ市を代表して

市長 Giuliano Barbolini

モデナ県各市町村を代表して

各市長

添付書類

ハンディキャップのある生徒の全等級学校における統合教育用県内プログラム協定
2001年5月

添付書類1：小児精神神経科・心理カウンセラー・成長期リハビリのサービス県協定	p.70
92年第104号法第3条の規定に定める特定	p.72
情報書類	p.73
診断区分	p.75
機能診断書作成への最小限の内容一覧表	p.76
動態機能プロフィール	p.77
個別教育計画	p.90
補助教育員の特徴	p.97
添付書類A) 第2条についての管轄区分の領域定義	p.100
幼稚園（幼児部）の個人申請書書式	p.101
小学校の個人申請書書式	p.102
中学校の個人申請書書式	p.103
高校の個人申請書書式	p.104

添付書類 1：小児精神神経科・心理カウンセラー・成長期リハビリサービスの県協定

第 104 法の定義する障害する障害をもつ生徒の特定を促がす診断表

第 104 法が定義する障害の証明書とそれに伴う支援教師要請のための ASSE 1～3 に基づく ICD（診断一覧表）を利用してリスト化する；ASSE 4 に基づき成文化された系統的病理学は障害児の特定化に互換性があるが、ASSE 5 に基づいたものではない。

満 14 歳	F20～F29	精神分裂症・分裂病型障害
満 14 歳	F30～F31	気分障害
はい	F32.3	うつ
はい	F33.3	反復性うつ病性障害
満 14 歳	F60～F69	成人の人格及び行動の障害
はい	F70～F79	精神遅滞
重度の基準	F80.1	表出性言語障害
重度の基準	F80.2	受容性言語障害
重度の基準	F80.3	てんかんに伴う獲得性（後天性）失語症
幼稚園の環境のみ	F83	混合性特異的発達障害
はい	F84～F89	広汎性発達障害、アスペルカー、特定不能な心理的発達障害
重度の基準	F90	多動性障害
重度の基準	F91.1	非社会性行為障害
重度の基準	F92.0	抑うつ性行為障害
重度の基準	F92.8	他の行為及び情緒の混合性障害

後へ続く正確な障害特定のため、必要な診断部類一覧表内には存在しない ASSE 2（F81 とその多様な連結において F82）の病状を検討する。

- 1) いくつかの疫学研究による学校人口の 10% が抱える問題の重要度を確認する。これらの子供が日常的に直面する困難と教師が向かうべき問題的な困難を教育活動の展開の中で強調しあう。
- 2) 障害に苦しむ子供の人生、その家族の人生には学習障害がもたらした心理的難題がよくみられ、それは多くの苦難を子供に与え、それに適した援助の仲介へ要求があることを確認する。
- 3) 医学的枠組みの多様性と不変性があるため、学習障害認定を特性する際の正確な適宜の重要性を再確認する。

- 4) 先に指摘した点について、小児精神神経機能において明らかにされている性格から始まる特別の教育課程の必要性は、教材を使うような教育的有益な作業の可能性を明示する。
- 5) 学習障害診断の分類は障害を示す人間として使用されてはいけなると規定されており、またその問題の重要性を強化している。ASL の学習障害専門家から個別化された時点で、子供の家族の合意書作成により、医療上の特記事項を学校へ送付することを決定する。学習障害の報告は、子供の家族との合意によるものであり、ASL 関係者と、最終的にすべての機能しうる子供の資質を活性化させ新たに起こりうるその資質を創造させるための機会かつ掛け橋を模索する学校関係者とが規定しうることを予見しなくてはならない。ASL の管轄により頻繁に提起されるこれらの接点は、その都度の必要性に応じた ASL 関係者と学校指導との相互柔軟性の形態によって合意されるのである。
- 6) 最後に、いかに前もって明示したことを強化できるのか、この混成作業グループの構成、つまり ASL・学校・市役所間で結果的に問題を監視し、相互の仲介戦略を定義することを目的とする。

さらに、先のプログラム協定から成文化された様式を以って既に証明書が出されている経緯にも関わらず、現在の協定署名時にはそれが記載されなくなった臨床診断を添付していたというような、出身校の違う通学生について、各子供のためにも診断の再評価の必要があることを明確にする。この再評価については、サービス機関の関係者・学校関係者・家族との連携においてなされるべきであり、それは、学業段階に入る時から高校までの学校課程のなかで実現されるものである。

モデナ市地域保健事業体
小児精神神経科・心理カウンセラー・成長期リハビリテーションのサービス
保健管轄____の____番

92年第104法第3条の規定による認定

姓_____名_____

出生地_____生年月日_____

住所_____番地_____

地区_____市(コムーネ)_____

臨床診断

重要な順に診断 (ICD-10) の認定

欠陥 (疾病) の主な性格 (1つのみ選択)

- 身体的に際立つ
- 身体的に軽度である
- 精神的に際立つ
- 精神的に軽度である
- 視覚
- 聴覚

最終的に PDF、PEI、検証結果による最終定義について、この生徒の責任者となるのは、
医師_____近くのサービス_____

電話連絡先_____勤務時間_____

日付_____

署名_____

モデナ市地域保健機関
小児精神神経科・心理カウンセラー・成長期リハビリテーションのサービス
保健管轄____の____番

情報書類

学校長宛

生徒_____は、_____に生まれ、
家族の決定により、貴校_____学年に登録します。こちらの受理計画に
合意していただくため、貴校に以下の情報をお送りいたします。

生徒の出身は、

- 家族
- 学校又は特殊学校
- 共同体
- 保育園_____
- 幼稚園・幼児学校_____
- 小学校_____
- 中学校_____
- 高校_____

生徒は、

自分で学校へ来ることができる	はい	いいえ
同伴者なしで学校利用の輸送手段を使う	はい	いいえ
個人的付き添いと共に特別輸送手段を使う	はい	いいえ
個人的付き添いなしで特別な方法を使う	はい	いいえ
助けなしで階段をのぼれる	はい	いいえ
助けと共に階段をのぼれる	はい	いいえ
特別な方法による、整備された保健サービスを要する	はい	いいえ
学校時間内に薬の投与を必要とする	はい	いいえ
学校時間内でリハビリ活動を行う	はい	いいえ
技術作業活動に助けなしで参加する（工業用などの機械の使用を見込んだもの）	はい	いいえ
技術作業活動に助けと共に参加する（工業用などの機械の使用を見込んだもの）	はい	いいえ

生徒のために開始する助成

助成の種類		
心理カウンセラー Psicologo	はい	いいえ
精神神経科 Neuropsichiatra	はい	いいえ
民生委員 Assistente Sociale	はい	いいえ
エドゥカトーレ Educatore	はい	いいえ
リハビリ Riabilitazione	はい	いいえ
その他	はい	いいえ

生徒は、以下の必要性を紹介する。

移動

- 特別な方法
- 同伴者
- その他

学校の建物

- 1階の教室
- 特別保健サービス
- 特別設備のある教室

そのほかの必要性

- 技術的援助（示す）
-

- 通学時間の縮小（特定する）
-

- 個人的な補助教育者（要請を特定する）
-
-

週に要する時間 _____

- その他
-
-

診断の表

明らかにになった障害と症候群	主障害	随伴障害	知的能力の危険性			言語能力の危険性			運動能力の危険性			情緒と対人関係の困難さ	注意及び／あるいは態度の障害	てんかんの症状	
			軽度	中度	重度	軽度	中度	重度	軽度	中度	重度				
視覚障害部分的															
視覚障害全般的															
聴覚障害部分的															
聴覚障害全般的															
精神遅滞															
言語障害															
特異的学習障害															
中枢・末梢性神経運動障害															
心理的発達の全般的な障害															
注意及び／あるいは行動の障害															
情緒関係の障害															

機能診断書作成への最小限の内容一覧表

この機能診断は、モデナ市の地域保健事業体で作成された用紙で、小児精神神経科・心理カウンセラー・成長期リハビリのサービスにより作成される。

診断過程の中で明らかにされた状況の正確な記載と短期間と長期間にわたる予測との関係を体系的に含む。

機能診断についての領域は以下に表現される。

1. 認知領域 Area cognitive この部門では、記憶の中で到達した発達・注意能力・時間空間的機能について記述する。
2. 情緒関連領域 Area relazionale この部門では、自己評価レベル・他人とのコミュニケーション関係レベルについて記述する。
3. 言語領域 Area linguistica この部門では、理解力のレベル・言語的生産力・相互的言語を通じて表現する能力について記述する。
4. 感覚領域 Area sensoriale この部門では、知覚・聴覚・触覚障害の分類と度合いを記述する。
5. 運動遂行領域 Area motoria-prassica この部門では、包括的・限界的運動性を記述する。
6. 自律領域 Area dell' autonomia この部門では、個人的・社会的自律性の度合いを記述する。

この機能診断は、明確かつ関係者又はこれを作成する関係者に認知されている方法で日付を入れ署名される。

動態的機能プロフィール (PDF)

学校名	_____
通学本拠地域	_____
編集年月日	_____
本日の日付	_____, _____, _____
姓	_____
名	_____
出生地	_____
県	_____
生年月日	_____
住所	_____

教育年度	通学学年 (1.2 年..等)	通学時間	学校機関の種類 (週時間)

92 年第 104 法第 3 条による証明書：

発行年月日 _____ 更新又は改正月日 _____

ASL 責任者 _____

診断の写本とコード _____

困難さのある機能領域

- 認知領域
- 情緒関係性領域
- コミュニケーション領域
- 言語領域
- 感覚領域
- 運動遂行領域
- 学習領域
- 自律領域
- アイデンティティー（自己同一性）領域

医師の指示による特別病理において、定着させるべく特別な工夫（てんかん、血友病、骨性虚弱…等）

認知領域

認知的発達レベル：正常な素質；軽度・中度・重度の知的障害；短期／長期記憶力；注意力；時間的空間を組織する能力

戦 略：認知形式、決定能力、認知的自律性、参加する、分析する、総合する、協力する、概念図式、概念化の程度とモダリティ

異なる専門家によ：以前の知識を利用する、情報を共有する、要求する、裏付けする、**明る統合方法の利用** 確に質問する、時間や空間の中で人間関係の経験をする、活動を計画するための空間を利用できる

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

情緒関連領域

本人領域：自己評価、本人の人間関係、目的との関係、欲求不満への忍耐力

対人との関係：率先性、感情的に独立、協力する能力

関係への動機：他人との人間関係のなかで学習する動機付け、対話者との関係への動機付け

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

コミュニケーション領域

特権的方法：アナログ的、視線の動き、身振りのジェスチャー、表情の身振り、話し言葉の、筆記的、絵画的、音楽的、身体的、デジタル的

特権的内容：経験・環境的体験、個人的体験、人間関係や物質的体験

相互作用の様式：自己中心的、協力的、対等的

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

言語領域

<p>理解力：口語言語（単語・節・時制・異なる文脈において多様な複雑さを語る）と筆記</p> <p>生産：音韻的発達（発音不全）・語彙的遺産・統辞法的かつ叙述的構造への口頭での考慮</p> <p>コミュニケーション：異なる状況において所有する口語の使用、相互的かつ／又は統合的言語の使用</p>
--

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

感覚領域

視覚機能：視力、視野、障害が生じた年齢、余剰能力、補助機能

聴覚機能：中心、周囲、欠損の程度、補助に対しての代償、障害が出現した年齢、余剰能力、補助の利用、補助可能な機能

触覚機能：

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

運動領域

粗大運動：楽な姿勢、平衡、移動可能性、行動コントロールの様式、無器用、運動の不安、弱い調整

微細運動：把握、震戦、測定障害、部分的調整

単純と複雑な課題の遂行：対物あり、対物なし、擬似的、創造的、計画能力、同年齢との関係

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

学習領域（その1）

就学前

- レ 遊び：操作的・模倣的・象徴的遊びの形成
- レ 描画：意味のない落書き、表現的描写、物語的描写、記述的描写

学齢期

- レ 読むことと書くこと：音節、単語、文章、多様な分類学上の間違いを含む、模写・書き取り・自発的な筆記
- レ 理解力：成文化した言語とは異なる言葉で迅速に意味を解釈する
- レ 生産：音節、単語、文章、自発性、操作、書写
- レ 計算：計算する、数量の一致、加減乗除
- レ 算数と幾何学：初歩的数学の思考、問題の理解と解決

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

学習領域（その2）

取得能力の自発的利用：現学校と以前の学校の前後関係において、学習した能力の利用を置換する能力

学習カリキュラム：学習分野または経験分野またはあえて行なう広範囲な学習

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

自律領域

個人的自律性：食事、身のまわり掃除、括約筋のコントロール（排泄）、服装、器具と補助
社会的自律性：内外の記された環境で最終的に移動する、社会的自律性を促がす器具を機能的に利用できる（電話・お金・公共の交通機関の利用方法）、
家族と学校の自律性、他人との関係、クラスメートや大人を交えたグループ、時間的・空間的視点

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

自己同一性領域

自分のイメージ：確かである、重要と信じている、能力があると信じている、受け入れられていると信じている

自分の知識：身体との関係、自分史との関係、グループとの関係

自分の自覚：同級生や大人との関係の中での関係、同級生や大人との関係においての自分の行動についての自覚、想像・音響・小話や本の朗読を整然とできる能力についての自覚

教員、ASL の職員、家族の観察による、この領域の各部門を反映させ、生徒がどう機能しているか記述する。

生じうる発達能力の記述。生徒が短期間で到達しうるようなもの、また、完全に自律的又は一般化された方法でなくてもよい。

PDF を作成した人とその改訂を行った人の氏名

氏名	評価	月日	署名

人的リソース

教育年度	人材の種類（専門教師・補助 教育者・その他仲介者）	通学時間	要求した週時間	割り当てられた 週時間

個別の教育計画（PEI）

学校機関	_____				
通学本拠地域	_____				
学校学年	_____				
通学クラス	_____				
姓	_____	名	_____		
出生地	_____	県	_____	生年月日	_____
住所	_____				

1. クラスの特徴

クラス _____ 授業時間 _____

休憩時間を含む1日の時間割の計画

通学生徒数 _____ H（障害児）につく生徒 _____

複雑な状況についての端的な説明：

2. 統合教育について助成する人的リソース

- ・ 支援のための専門教師（支援教師） 週 _____ 時間
- ・ 補助教育者 週 _____ 時間
- ・ その他の仲介者（ボランティア・チューター等） 週 _____ 時間

3. 生徒が利用するもの

不規則に食堂	はい	いいえ
毎日食堂		
特別移動		
付き添い付き特別移送		
エレベーター		
整備されたトイレ		
車椅子		
特別な机		
計算機		
特別補助付き計算機		
休憩する環境		
特別な器具と補助		
その他		

4. 生徒の週の通学時間

曜日	登校時間	下校時間	学校外活動
月曜日			
火曜日			
水曜日			
木曜日			
金曜日			
土曜日			

メモ：

5. 学校内での活動計画編成モデル

以下に示した統合様式を表に記入せよ。

CL=クラス内； **G**=クラス内でのグループ作業； **L-CL**=クラス内での作業活動；

L-G=他クラスの生徒との作業活動； **AI**=一人との関係もしくは一人の支援教師との関係での個別活動； **A-PG**=支援教師が監督するクラス外の小グループ活動； **R**=休憩；

RIAB=リハビリか治療

活動計画に参加するものがある場合記す。

DD=主要教師 **DS**=支援の専門教員（支援教師） **ASS**=補助教育係

MED=他の個人仲介者（ボランティア・チューター等）

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日

メモ：

6. 学級の週時間割の提案（指導領域または活動分野）

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日

クラスの指導教師が同席する可能性のある時間の利用様式を記入する。

7. ハンディキャップのある生徒がいる学級のための活動プログラム

- ・ 補習活動

熟練と強化活動

実験活動

- ・ 開放クラスでの活動

- ・ 課外活動

- ・ 社会見学

- ・ 遠足

8. プロジェクト

- ・ 個別の教育プログラムにより、

(個々の指導・指導領域・経験分野の詳細計画については文書化されたものを PEI に即して添付している)

A) 学級への全指導（指導領域・経験分野）の中で、最小に計画された目的を少なくとも達成している

又は

B) 学級の次の指導（指導領域・経験分野）のみにおいて最小に計画された目的を達成

次に続く指導（指導領域・経験分野）について、時間的・内容的個別計画

次に続く指導（指導領域・経験分野）について、学級計画を参考にしない個別計画

次に続く指導（指導領域・経験分野）については除外

- ・ 個別教育計画における総合活動と学校による在外団体への参加

(目的・教育方法論・活動評価の詳細については、計画に即した関連文書に総合的結果として書かれており、学外法人との協力様式の特別基準も付いている)

1. スポーツ活動

2. 文化・教育又は社会化的活動

3. 進路指導（かつ高校での職業環境での教育）活動

・ 進路指導と生徒に予想される継続性のプロジェクト

（個別活動・目的・時間・様式の詳細については、PEI の計画に入っており、学校または在外機関との起こりうる協力についても記載されている）

総合的記述（目的・時間・展開期間・必要なリソースと協力）

・ リハビリテーションの介入と予想されるセラピーは、

学校時間内で週時間_____ 教育年度内での期間_____

介入の分類_____

学校時間外で週時間_____ 教育年度内での期間_____

介入の分類_____

PEI の評価

次に続く教育計画は、いかなる場合においても、その構成員一人一人の提案からその必要性を認知する学年会議により計画された目的の再定義の結果として、評価されるものである。達成した結果と効果的選択肢の妥当性の評価は、4ヶ月期間評価に一致するものである。評価するすべての人は、次に続く添付された総合的議事録を編集する。

評価月日	可決した決定の簡単な記載

9. 両親との関係

- ・ 参加協力形式（記載する）

10. 他の覚書

PEI 可決の月日

学校長の署名

学年会議構成者の署名

ASL 関係職員の署名

両親の署名

PEI 添付物リスト

内容の記載	提出月日

補助教育者 *Personale educativo assistenziale* の特徴

1 専門性への仮定

補助教育者は以下の人物により構成される：

- a) 18 歳以上である
- b) 高等学校卒業資格第 2 学年又は専門的認知また文書化されうる経験の保有者
- c) 障害のある子供のために教育形成された計画の環境で補助教育の能力を発揮することができる者

この人物は、教師（学校関係）・専門エドゥカトーレの有資格者、支援技術や学校運営者・その他の職務や能力を当然典型的に補助する人物とは異なる。

事実存在する状況の多様性、見い出され責務を負うこれらの人物による異なるやり方、回答を求められる要望の多さ、立ち向かうべき必要性の外枠を完璧に予測するという不可能性、専門科された普通外枠の不在のために、共同路線として以下に関連した個別機会を設ける。

- ・ 人選と採用
- ・ 補助教育者の可能性のある教育領域
- ・ いわゆる個人の活動
- ・ 人格形成の領域

2 需要の特定

障害のある生徒の支援をする補助教育者の要望は、現第 12 項協定に特徴付けられている。

3 補助教育者の人選

この人物の発見は、市役所行政部が担う。市役所行政部が補助教育分野で活動しているほかの法人から（公的・私的・社会的私的…等）それに属する人物に助言を求める場合でも、個人に関する各々の期待のため、計画合意の署名がなされる限り、それに関連する制度は行政自身であることに変わりはない。

4 補助教育者の能力領域

統合過程のなかでこの人物の存在は、一まだ支援教師が（PEI の基本の中で）存在していなかった時代に、物的要望への回答（個人的保護・実践的な引力歩行…等）と非物質的存在（コミュニケーションの必要性・自身の体への認識・他人との距離と近づき方の関係認識・参加する人間関係…等）を与える直接手段に促がされた必要性から生まれた。

重度の特別障害をもつ生徒に補助教育者が配属された場合と、一般的方法として、集

約された学業状況の環境の中で興味深い主題と接するような個別化・活動化されるべき介助領域で機能的かつ徹底的形式を予測できない場合とをもし考慮するのでならば、以下の個別化領域が指示する一覧表を作ることが避けられないであろう。

- ・ 基本的要求段階の上での個人の自律性（食事・歩行・トイレ使用・服を着る・服を脱ぐ…等）
- ・ おかれている空間状況に関連した自律性（学校環境の調査・状況環境の調査・外部の世界での初めての拒絶…）
- ・ 補助器具の利用
- ・ コミュニケーション方法とハンディキャップのある人の中で存在する人間関係の展開
- ・ 愉快的状況、日常雑務、履歴を豊かにする活動…等、社会的段階への挿入
- ・ 初歩的知識、直感だけの方法を使ってもよい、空間について、時間について、規則について、ものの量について…等

つまり、特別教育活動の目的とすでになっている仲介領域については、教員（経歴あり・支援教師）の裁量に任されている。補助教育者は、より密着した教育的・補助的・全体的期待についてこの計画分野に既に向かわせ特権化された行程に組み込まれるのである。一般に、これらの仲介は学校統合の効果のために位置付けられている。

5 補助教育者の活動

総合的に、補助教育者は次のことを任されている：

- a) 補助教育者は、他の教員と関係する時も独立している時にも活動するが、個人的教師の専門時間においても、完全に分かれているわけではない。（職務については個人的教師と時間的に異なる）
- b) クラス教員と同意した、障害のある生徒のPEIの中身についての作業分担を実際にする。
- c) 行動する基礎を作りながら、障害のある生徒の補助だけ管理するのを避ける。
- d) この時点でPDFとPEIについての作業機会を保有している学校長も参加し、本人の人格形成（特に本人の障害についての記述は勿論のこと）を取得させるような方法を取り、障害のある生徒についての完璧な理解に責任を負う。
- e) 生涯のある生徒の情報すべてにおいて、専門家としての守秘義務を厳守する。
- f) 学校環境のなかにいるほかの大人（担任教師・支援教師・補助者・エドゥカトーレ…等）や地域サービスの人々と共に協力して活動する。
- g) 学業課程の環境の中で障害のある生徒のために、有効的・好機的・好都合であろうことを提案する。
- h) 働く学校から予測される活動の環境のなかで、学校管理者と共に協力する。
- i) 奉仕の開始と学校への参加に言及した責任の表明に署名する。

j) 教育活動と、彼らのためにすばやく作用するような今日的の活動へ参加する。

6 専門養成の領域

補助教育者は権利と参加する義務—その報酬を支払う法人が課す規則的勤務時間内において—を、以下に記す基礎を含んだ養成と学習の課程に対し、持っている。

- ・ 配属された障害のある子供の本来もつ基礎知識
- ・ コミュニケーションと教育環境においての人間との相互活動に関連する初歩的知識
- ・ より普及した人工的補欠物への助成金の知識
- ・ 成長期の基礎的期待に関わる本質的知識
- ・ 発達についての主要な分野（情緒性・感動性・認知性・人間関係性…等）
- ・ 特に、知覚的・運動的・認知的発達と社会情緒の発達の基本的段階
- ・ 動機付けのシステム
- ・ P E I の計画・構成・実行・評価をする方法の知識
- ・ 課程と解決についての観察の方法

添付書類 A)第2条による領域規定

番号	主要管轄市役所（コムネ）	帰属市役所（コムネ）
1	カルピ	カルピ、ノーヴィ、ソリエラ、カンポガッリアーノ
2	ミランドラ	ミランドラ、カンポサント、カヴェッツォ、コンコルディア、フィナーレ エミリア、メドッラ、サン フェリーチェ、サン ポッシドニオ、サン プロスペロ
3	モデナ	モデナ
4	サッスオーロ	サッスオーロ、フィオラーノ、フォルミジーネ、フラッシノーロ、マラネッロ、モンテフィオリーノ、パラガーノ、プリニャーノ
5	パヴッロ	パヴッロ、ファナーノ、フィウマルボ、モンテクレート、ラマ モコーニョ、ピエヴェペラゴ、ポリナーゴ、リオルナート、セッラマッツォーニ、セストラ
6	ヴィニョーラ	ヴィニョーラ、カステルヴェトロ、ジューリア、マラーノ、モンテーゼ、サヴィニャーノ、ゾッカ・スペランベルト、カステルヌオーヴォ
7	カステルフランコ エミリア	カステルフランコ エミリア、バステイリヤ、ボンポルト、ノナントラ、ラヴァリーノ、サン チェザリオ

教育年度 _____ / _____ 教育管轄区 _____															
モデナ教育委員会 幼稚園															
個人要請枠組み															
生徒氏名	初めての登録 (はい/いいえ)	初めての証明 書 (はい/いいえ)	分類			クラス		唯一の学級であるから		常駐学級		要請時間		前年度の利用時間	
			精神・身体	視覚障害	聴覚障害	3歳	4歳	5歳	はい	いいえ	他のH	他生徒 (はい/いいえ)	支援教師	補助教育係	支援教師
市役所と生年月日 診断：															
本籍・戸籍の市															
幼稚園															
～来ている (1)															
*以下表は再度同じなので省略															
日付.....															
校長署名															

(1) 明示する：家族一保育園(名称)一他の幼稚園 (名称と街を明示する)

(2) エドゥカトラー仲間

モダナ教育委員会																
教育管轄区 _____ 小学校																
個人要請枠組み																
生徒氏名	初めての登録 (はい/いいえ)	初めての証明 書 (はい/いいえ)	分類			学年	学級	学級の生徒	常駐学級		学級分類		要請時間		以前の 利用時間	
			精神・身体	視覚障害	聴覚障害				他の日	留年生 (3)	分類	様式	複数クラス	支援教師	補助教育係	他の人 (4)
市役所と生年月日	診断：															
本籍・戸籍の市																
学校群																
以前の幼稚園 (1)																
通学学級 (2)																
* 以下表は再度同じなので省略																

日付....., 校長署名 _____

- (1) 1年生に登録する生徒のみ
- (2) 教育年度に通学した学年と学級を記載せよ _____ / _____
- (3) すでに通学した同じクラスを再度 _____ / _____ 年に通学？
- (4) エドゥカトーラー仲間

教育年度 _____ / _____ 中学校 _____																				
モズナ教育委員会 市 (コムーネ) _____ 個人要請枠組み																				
生徒氏名	初めての登録 (はい/いいえ)	初めての証明書 (はい/いいえ)	分類			学年	学級	学級の生徒	学級内の他の日		留年生 (3)	学級分類			要請時間			以前の利用時間		
			精神・身体	視覚障害	聴覚障害				はい	何人		延長時間	通常時間	体験時間	支援教師	補助教育係	他の人 (4)	支援教師	補助教育係	他の人 (4)
市役所と生年月日 診断:																				
本籍・戸籍の市																				
以前の学校 (1)																				
以前の学級 (2)																				
*以下表は再度同じなので省略																				

日付.....

校長署名

- (1) 1年生に登録する生徒のみ
- (2) 教育年度に通学した学年と学級を記載せよ _____ / _____
- (3) すでに通学した同じクラスを再度 _____ / _____ 年に通学?
- (4) エドゥカトーラー仲間

モブナ教育委員会
 協力本拠地
 個人要請組み

教育年度	_____/_____/_____	
高校/学校	_____/_____/_____	
生徒氏名	初めての登録 (はい/いいえ)	初めての証明書 (はい/いいえ)
	分類 精神・身体 視覚障害 聴覚障害	学科(3)
市役所と生年月日	学年	学級
	学籍の生徒	学級の生徒
本籍・戸籍の市	常駐学級 他のH	留年生(4)
	はい	何人
以前の小学校(1)	相互の課程(5)	時間
	はい/いいえ	時間
以前の学級(2)	支援教師の要請時間	時間
	Ad 01 時間	Ad 02 時間
以前の利用時間	Ad 03 時間	Ad 04 時間
	支援教師 分野	時間
補助教育係又はチャーター(8)	補助教育係の要請時間	時間
	時間	時間
印象	時間	時間
	時間	時間

市役所と生年月日
 日
 本籍・戸籍の市
 以前の小学校(1)
 以前の学級(2)
 日付..... 所属 USL _____ 生徒が通う保健係 _____ 校長署名 _____

- *以下表は再度同じなので省略
- (1) 1年生に登録する生徒のみ以前の学校を記入
 - (2) 教育年度に通学した学年と学級を記載せよ ____/____/____
 - (3) 専門学科を明示する
 - (4) すでに通学した同じクラスを再度 ____/____/____ 年に通学?
 - (5) すべての計画を考慮した相互的課程、予見する生徒の教育年度 ____/____/____ の為、単発的でなく継続的な学外活動
 - (6) AD01 - 科学領域 AD02 - 人文領域 AD03 - 技術領域 AD04 - 精神運動領域 (7) 時間と領域を明示
 - (8) 時間と人柄の種類を明示